

はじめに

秋晴の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

今年の夏は過去最高気温を記録し大変な猛暑日が続いたり、各地でゲリラ豪雨が多発するなど日本各地で異常気象が発生する時代になってまいりました。

地域の皆様の安全・安心をまもるためには、災害に強いまちづくりや公共施設の適確な更新が重要となります。

早期の再開発実現に向けて、引き続き皆さまのご理解とご協力をよろしくお願い致します！



9/28（土）全体説明会を開催しました！

9月28日、小金井市役所第2庁舎にて、本再開発事業の都市計画決定へ向けた、事業計画素案と都市計画の概要に関する全体説明会を行いました。

約40名の組合員・関係者の皆様にご出席頂きました。お忙しい中お越し頂き誠にありがとうございました。



（理事長挨拶）



（事業計画素案の説明）



（施設計画の説明）



（全体説明会の様子）

個別面談を実施しております！

再開発への意向確認と、再開発事業に係る都市計画の手続きを行い本再開発事業を推進することについて同意を頂くための面談を10月1日(火)から実施しております。

皆様のご理解とご協力を何卒よろしくお願い致します。

準備組合のホームページを開設しました！

10月1日より本準備組合のホームページを開設しました。今後はホームページ上でも本再開発に関する情報を発信していく予定です。是非ご覧ください！（^-^）！

URL：<http://www9.ocn.ne.jp/~musako2s>

再開発に関するQ&Aその4（都市計画決定について）

Q5. 都市計画決定とは？

A. まちを現在から将来にわたってどのように整備してゆくの、というまちづくりの方針に基づく、土地利用のルールを都市計画と言い、行政（当地区の場合は小金井市）が手続きに従って都市計画を定めることを都市計画決定と言います。都市計画の中には、建物の用途や形態を定める用途地域や地区計画、公益上必要な大規模開発を定める市街地開発事業、公益上必要な道路や駅前広場等を定める都市計画道路などがあります。

当地区の再開発事業は、「都市再開発法」という法律の規定により、再開発事業自体を都市計画として定める手続き、すなわち都市計画決定が必要となります。

その他にも、再開発を行うにあたり高度利用を促進させるための「高度利用地区」や、当地区の地区計画に即して歩行者空間(歩道状空地等)を地区の施設として定める「地区整備計画」などを同時に都市計画決定する予定です。

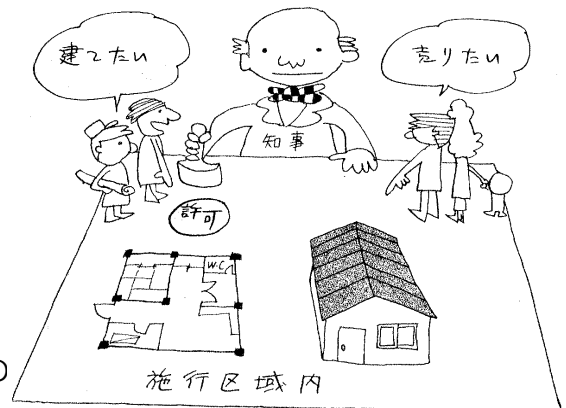
Q6. 都市計画決定後に生じる都市計画的な制限とは？

A. 都市計画法による都市計画決定後の制限としては、主に以下のことが挙げられます。

(都市計画法第53条～57条)

- ・再開発事業以外の建築行為が制限される
- ・土地取引の届出義務が生じる
- ・土地の買取りの申し出が出来る

これらの制限は、事業を実施するにあたって障害となることが予想される行為をあらかじめ防止しておくこと、土地の投機的な売買を防ぐことによって将来の事業が円滑に行われるようにするものです。



**引き続き加入届の提出をお待ちしております！
ご意見、ご相談がございましたら、気軽にご連絡ください。**

編集発行 武蔵小金井駅南口第2地区市街地再開発準備組合
事務局 小金井市本町1丁目8番1号日興パレス小金井201
武蔵小金井駅南口第2地区市街地再開発準備組合事務所
(担当：稲邊、久保、新谷)
電話 042-316-4711 / FAX 042-316-4712
総合コーディネーター 東京都墨田区横網2-10-12 AXSビル5階
株式会社佐藤総合計画
電話 03-5611-7251